

## 〔1〕理由書

水戸・勝田都市計画区域は、本県のほぼ中央部、東京都心から約100km圏内に位置し、首都圏整備法に基づく都市開発区域に指定されている。

本区域は、広域的な交通体系の整備の進展や、商業、文化、行政機能の集積、臨海部における製造業等の企業の進出や原子力研究・開発関連施設の立地とともに自然及び歴史・文化的な観光資源が広範囲に分布していることなどにより、産業や人口の集積が進んできたところである。

本区域においては、各下水道事業者において適宜下水道の整備が進められてきており、生活環境の保全と公共用水域の水質保全が図られてきたところである。

今回排水区域の変更を行う常陸那珂公共下水道下水道は、平成元年にひたちなか市（当時は勝田市、那珂湊市）及び東海村の1市1村にまたがるひたちなか地区（水戸対地射爆場跡地）を対象に下水道の都市計画決定を行い、その後、順次排水区域の拡大を行い整備が進められてきた。

今回排水区域を拡大する常陸那珂港区は、東京都心から北東約110km、水戸市東方約10kmに位置し、ひたちなか市と東海村にまたがる総面積783haの重要港湾であり、茨城港港湾計画に基づき整備が進められ、現在までに、北ふ頭地区において、外貿及び内貿ふ頭の供用が開始されている。また、令和3年1月には常陸那珂共同火力発電所1号機の営業運転が開始するとともに、物流企業や建設機械関連企業が進出しており、建設機械の輸出拠点として発展している。さらに、中央ふ頭地区においては、令和4年度にD岸壁の延長300mが全面供用となったほか、背後埠頭用地が令和7年度に供用開始された。

加えて、ひたちなか市第3次都市計画マスタープランにおいても、港湾を含めた広域交通便利性等を活用した拠点形成を図る中で、港湾機能の拡充のための港湾施設のさらなる整備の促進、物流・生産機能の集積を掲げている。

この度、市街化区域の編入に併せ、茨城港常陸那珂港区内の埋立が完了する中央ふ頭用地の一部とともに、土地利用の見通しが立った北ふ頭用地の一部をそれぞれ排水区域に追加する。なお、これらの区域は、常陸那珂公共下水道の全体計画や那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。

このようなことから、都市の健全な発達と生活環境及び公衆衛生の向上を図るとともに、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、下水道の変更を行うものである。